

執筆者紹介

- | | |
|---------------------|---|
| 大澤 正 俊 | 国際総合科学部教授 |
| 赤羽 淳 | 国際総合科学部准教授 |
| William Kevin Penny | 横浜市立大学プラクティカル・
イングリッシュセンター
専任インストラクター |
| 六辻 彰 二 | 横浜市立大学非常勤講師 |

横浜市立大学学術研究会会則

(名称)

第1条 この会は、横浜市立大学学術研究会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の研究支援ならびにその成果の発表にかかる事業を行うことにより横浜市立大学における研究の発展充実をはかることを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 横浜市立大学に在籍する専任教員（学術院医学群所属の教員を除く）
- (2) 学生会員 横浜市立大学に在籍する学生（医学部2年次生以上及び医学研究科学生、研究生、科目等履修生を除く）
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する者

(事業の内容)

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究成果を発表する出版物・定期刊行物の発行
- (2) 研究発表会の開催又は開催支援
- (3) その他、目的達成に必要と認められる事項

(事務所)

第5条 本会の事務所を、横浜市立大学内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 学長
- (2) 運営委員長 1名
- (3) 会計委員 1名
- (4) 運営委員 15名
- (5) 会計監査委員 1名

(役員を選出)

第7条 運営委員長は、運営委員の中から互選により選出する。

2 会計委員は、運営委員長以外の運営委員の中から互選により選出する。

- 3 運営委員は、正会員の中から選出する。
- 4 会計監査委員は、正会員の中から総会で選出された者とする。
- 5 運営委員の選出方法は、別途細則に定める。

(役員任期)

第8条 運営委員、会計監査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表する。
- (2) 運営委員長は、運営委員会を統括し、本会の業務を総理する。
- (3) 運営委員は、運営委員会に所属し、本会の事務事業の執行を行う。
- (4) 会計委員は、本会の会計を処理する。
- (5) 会計監査委員は、本会の業務および会計を監査する。

(書記)

第10条 本会の事務を処理するために書記をおくことができる。

2 書記は、運営委員会の議を経て運営委員長が委嘱する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会の議長は、出席した正会員の中から選出する。

(総会)

第12条 総会は、運営委員長が招集し、正会員の半数以上の出席により年1回開催する。ただし、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) 会則、細則及び規程の制定・改廃に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

3 運営委員長は、必要と認めるとき臨時総会を開催することができる。

4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第13条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、総会の決定に基づき次の業務を行う。

- (1) 事業計画に基づく、事業の執行に関すること
- (2) 予算の執行に関すること
- (3) 事業報告及び事業計画書の作成に関すること
- (4) 予算案の作成に関すること
- (5) 総会の議案書の作成に関すること

3 運営委員会は、予算及び事業の執行状況について総会に報告するものとする。

4 運営委員会が第2項の業務を行うにあたり、運営委員長は、運営委員会議を開催し協議するものとする。

5 運営委員会議の議長は、運営委員長をもって充てる。

6 運営委員会議は、運営委員の半数以上の出席で成立する。但し、出席できない場合は、委任状をもってこれに代えることができる。

7 運営委員会議の議決は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

(臨時雇用職員)

第14条 運営委員会の事務を処理するために臨時雇用職員を置くことができる。

2 臨時雇用職員は、運営委員長が委嘱する。

3 臨時雇用職員に関し必要な事項は、別途定める。

(外部会計監査委員)

第15条 本会に外部会計監査委員を1名置くことができる。

2 外部会計監査委員は、外部の公認会計士または税理士の中から運営委員会の議を経て運営委員長が委嘱する。

3 外部会計監査委員は、会計監査委員と協同し本会の業務および会計を監査する。

4 外部会計監査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 その他外部会計監査委員について必要な事項は、運営委員会の議を経て運営委員長が定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第17条 本会の会員は、別途定められる細則に従って会費を納付しなければならない。

2 既納の会費はこれを返還しない。

(会計事務)

第18条 本会の会計事務は、運営委員長が統括する。

2 運営委員長は、会計に関する帳簿及び伝票により、所要の事項を整然かつ明瞭に記録保存する。

3 帳簿等、会計事務に必要な手続及び様式については、別途定める。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則改正)

第20条 この会則の改正は、総会で行う。ただし、改正を議決するには、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

本会則は、平成23年4月1日から施行する。